

外国人住民への生活支援～ 生活オリエンテーションと相談体制の 在り方を中心に

2023年2月22日（水）

公益財団法人 アジア福祉教育財団 難民事業本部（RHQ）

南部 悠子

略 歴

南部悠子（なんぶゆうこ）

2002年、夫のミャンマー赴任に帯同し、ヤンゴンへ転居。ヤンゴン外国語大学でミャンマー語を習得。
2007年帰国。

難民事業本部（RHQ）での略歴

2009年 難民事業本部（RHQ）入職

RHQ支援センターにおいて定住支援プログラム受講者の生活支援全般に係る
ミャンマー語通訳及び生活ガイダンス講座の通訳を担当

2012年 RHQ本部事務所にて難民相談員兼ミャンマー語通訳として条約難民の難民支援事業に従事

2019年 条約難民及び第三国定住難民の難民支援事業に相談員兼ミャンマー語通訳として従事

2022年 主任難民相談員兼主任生活相談員
生活ガイダンス講師

難民事業本部による難民支援

難民事業本部設立の経緯

●日本政府は、インドシナ難民の定住受入れを決定し、1979年7月、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を設置。同年11月、アジア福祉教育財団に難民事業本部を設立。難民の定住促進ための事業を委託。

難民事業本部の役割

【4つの事業】

- **インドシナ難民**の定住支援
- **条約難民**の定住支援
- **第三国定住難民**の定住支援
- 難民認定申請者に対する生活支援

【4つの分野】

- 定住者への生活支援
- 定住者への日本語学習支援
- 定住者への就労支援
- 難民認定申請者に対する保護措置の実施

日本の難民受入れ総数：12,463人

インドシナ難民

11,319人
(1978年～2005年)

ベトナム人 8,656人
カンボジア人 1,357人
ラオス人 1,306人

条約難民

915人 (1982年～)

注：難民条約、議定書に基づく出入国管理法上の規定により我が国政府が難民として認定した者。

(2021年末)

第三国定住難民

70世帯229人
(2010年～)

2010年～2019年
タイ・マレーシアから受入れ

2020年～
アジアの一時滞在地域から
受入れ

(2022年9月)

難民事業本部の相談体制

※必要に応じて各言語の通訳支援あり

各分野の相談員

支援内容

職業相談員

- ・ 職歴、希望等の聴き取り調査・求人開拓・就職斡旋
- ・ 履歴書作成・面接同行・職場の問題フォロー・転職/退職相談
- ・ 職場適応訓練先斡旋、定着指導・免許/資格相談・雇用保険

日本語教育相談員

- ・ 日本語の学習法や教材などの相談、紹介・日本語教室の紹介

難民相談員

(条約難民・インドシナ難民)

- ・ 家族生活（結婚、妊娠・出産、離婚、死亡、保育・児童相談、年金、生活保護、税金等の手続きや同行支援）
- ・ 医療（病気や怪我による病院受診、医療費減免申請、予防接種等の手続きや同行支援）
- ・ 住宅（公営住宅、民間住宅、住宅トラブル等の手続きや相談）
- ・ 国籍/入管（在留期間更新、永住申請、家族呼寄せ等の手続き支援、帰化許可制度の説明）
- ・ 教育/進学（奨学金の案内、進学相談、教育訓練援助金支給など）
- ・ インドシナ難民に対する「定住経歴証明書」の発給

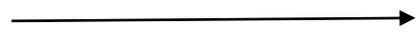
生活相談員

(第三国定住難民)

「RHQの地域定住支援員」と連携しながら、難民相談員と同じ内容の支援を行っている。

定住支援プログラムの概要①

4月



9月

10月



3月

条約難民

前期昼間コース

月-金 9 : 30 ~ 15 : 50

条約難民

後期昼間コース

月-金 9 : 30 ~ 15 : 50

条約難民 通年夜間コース

月-金 18 : 30 ~ 20 : 55

第三国定住難民

前期コース

月-金 9 : 30 ~ 15 : 50

* 状況に応じて土曜日も開講

第三国定住難民

後期コース

月-金 9 : 30 ~ 15 : 50

* 状況に応じて土曜日も開講

※条約・第三国ともに託児支援あり

※第三国定住難民コースには大人クラス・子どもクラスを設置

※感染防止の理由からオンライン授業の場合あり

定住支援プログラムの概要②

計 6 9 2 授業時間（1 授業時間 = 4 5 分）

日本語教育
572授業時間
(文化庁委託事業)

連携

生活ガイダンス
120授業時間
(外務省委託事業)

職業相談・紹介（厚生労働省委託事業）

【令和5年2月時点の日本語受講者数】

- 条約難民後期昼間コース 6 7 名、通年夜間コース 6 名
受講者の主な出身地：アジア・中東・アフリカ
 - 第三国定住難民（後期昼間）コース 2 3 名
受講者の主な出身地：アジア・中東
- ※条約難民コースはオンライン授業。

定住支援プログラムの概要③

他事業との連携・協力(例:「職業ウィーク」)

日本語教育 (文化庁委託事業)

* 就職する際に必要となる日本語を指導

例)
就職面接に関する用語、職場での挨拶、履歴書の日本語、職場でよく使われる日本語

* 飲食業、建設業、製造業等、個別の就職希望先に合わせた教材の作成と提供

生活ガイダンス (外務省委託事業)

* 職業相談員の協力を得ながら「仕事の情報」に関する講座を実施。

例)
日本の産業、職種、事業所見学、労働慣行、履歴書作成・面接指導

* 日本の雇用状況・産業構造・外国人の就職状況についてガイダンス

* ハローワーク職員に講師を依頼し、より専門的な情報と最新の情報を提供

就労支援

(厚生労働省委託事業)

* 職業相談員による各受講者への職歴・希望等の聴き取り調査の実施

* 仕事の探し方(インターネット、就職情報誌、ハローワーク等)について職業相談員が指導

* 就職面接への職業相談員の同行

* 職場適応訓練制度について説明、事業所と実施方法・期間について調整

* 職場適応訓練に係る訓練手当支給に関する手続の実施

関係者間情報交換会

講師・相談員間で、日本語の習得状況、仕事に関する情報提供の状況、難民の職歴・希望を随時共有・レビューしながら、指導内容を検討し、個別ケースに対応

生活ガイダンスの内容

(約180日間)

入所

退所

安全管理

生活の立上げに必要な、
安全管理・公共マナーの
指導

生活・健康

日本の生活様式に適應
するために必要な生活
や健康に関する情報

就職・学校

プログラム修了後の
生活に向けた、就職や
就学についての指導

防災

犯罪に遭わないために

消火・避難訓練

遵法教育



公共交通機関の利用



家計・貯蓄

銀行口座開設

ATMの利用

季節に適した衣類

健康管理

歯科衛生

感染症

家族計画

栄養・お弁当作り指導

パソコン使用方法



日本の携帯電話事情

衣類購入指導

家電購入指導



地域交流

買い物指導、お金の計算、管理



職場のルール・マナー

学校見学

日本の法律・社会保障制度

給与と生活設計

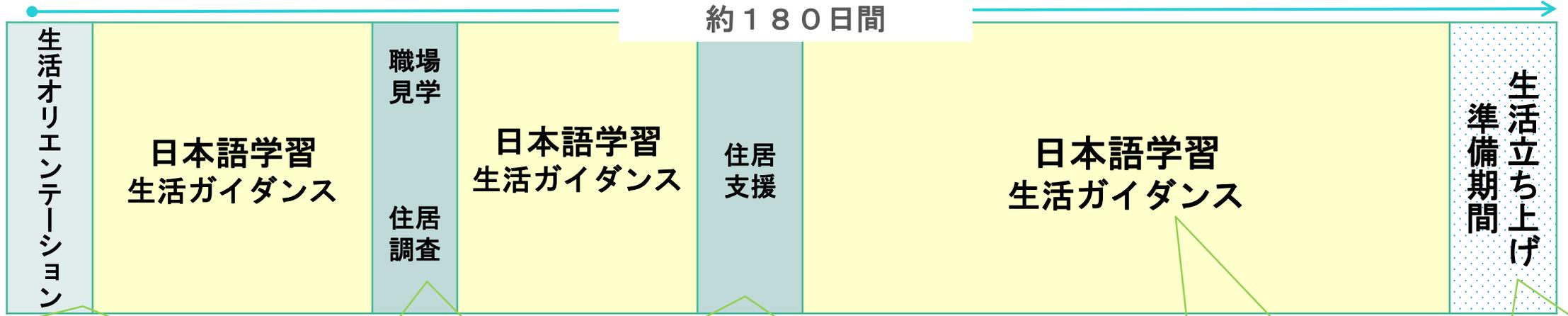
職場見学

学校便りの見方

学校体験

大人向けカリキュラム

約180日間



反復して実践することで身につく事柄を毎日指導

(例) 生活のルール、計算、ATM、電話の利用、健康管理

日本の社会生活に適応するために必要な知識、家計の管理、退所後に向けた就労や就学について指導

住居を内覧するとともに、病院やスーパー等の周辺施設や職場・学校へのアクセス等、生活状況の確認も行う。

修了直前に「学習発表会」を行い、半年間の学習の振り返りと各人の達成度の確認を行う。地域や定住先関係者も招待。

- ・引っ越し
- ・保育所や学校への編入学手続、転居、通学経路の確認などの支援
- ・日用品や家具の購入



職場見学



関係者間情報交換会



住居支援



小学校への体験入学

体験入学

【フォローアップ】

実施にあたっては、教育委員会及び受け入れ小学校と日程、学年、持ち物、通学経路等について入念な打ち合わせを行うとともに、実施期間中は以下の通りフォローアップを行うこととする。

- ① 緊急時に連絡が取れるよう学校に通訳人を待機させ対応
- ② 学校からの連絡事項、翌日用意する物などの確認
(連絡帳に記載してある内容を親に説明し、子どもが学校に持っていく物等の準備を支援)
- ③ 宿題、授業の復習を支援
- ④ 心理面（子どもの学校生活への適応状況）のフォロー
- ⑤ 親と担任教員とのコミュニケーションを支援
- ⑥ イスラム教徒の児童の給食、肌の露出のある体操着、水泳の授業等への対応

体験入学での一日（例）

8:10	宿泊施設より登校
8:10 - 8:40	全校集会、朝の会
8:40 - 12:10	午前中の授業
12:10 - 13:10	給食
13:10 - 15:00	午後の授業
15:00 - 15:30	掃除、帰りの会
15:30	下校
（フォローアップの実施）	

緊張の初登校



（朝礼）全校生徒の前でご挨拶



みんなで給食体験



クラスメイトとの遊びを通じて交流



クラスメイトに教えてもらいながらリコーダーに挑戦



クラスメイトがお別れ会を開いてくれました！



4週間の体験入学で大きく成長

